

第34回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月8日(水) 午後3時00分～午後3時36分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
 - 1番 島田 信成
 - 2番 清水 和夫
 - 3番 松島 章倫
 - 4番 天谷 雄一
 - 5番 諸井 政男
 - 6番 武井 輝行
 - 7番 高田 洋子
 - 8番 天谷 豊
 - 9番 金子 節夫
 - 10番 横山 正行
4. 欠席委員
5. 事務局 事務局長 吉田 享史 係長 國府田 諭 主任 大澤勇太
農業振興課 係長 川田 直也 主任 唐澤 友樹
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 議案第 92号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(所有権)
 - 議案第 93号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第 94号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請について
 - 議案第 95号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第 96号 農用地利用集積計画(案)の決定について
 - 第3 報告
 - 報告第 44号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
 - 報告第 45号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
 - 第4 その他
農地中間管理事業に係わる農用地利用配分計画(案)の意見照会について
7. 会議の概要

会長（天谷）	<p>それでは只今より、第34回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長（吉田）	<p>只今の出席委員数は、10名でございます。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第34回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号4番天谷雄一委員、同じく5番諸井政男委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第92号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてを議題といたします。1番について、事務局より説明を願います。</p>
事務局（國府田）	<p>議案第92号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和2年4月8日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番、売買です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、1ページから2ページに記載がございます。</p> <p>現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。4月3日、3班の委員の皆様と現地確認調査をまいりました。現地は農地として適正に管理されておりました。以上、皆様の審議を宜しく申し上げます。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します。2番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号2番、売買です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、3ページから4ページに記載がございます。</p> <p>現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。4月3日、3班の委員の皆様と現地確認調査をしてまいりました。現地は農地として適正に管理されておりました。以上、皆様の審議を宜しく申し上げます。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します。3番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号3番、売買です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、5ページから6ページに記載がございます。</p> <p>現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。4月3日、3班の委員の皆様と現地確認調査をしてまいりました。現地は農地として適正に管理されておりました。以上、皆様の審議を宜しく申し上げます。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します。4番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号4番、売買です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、7ページから8ページに記載がございます。</p> <p>現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。4月3日、3班の委員の皆様と現地確認調査をしてみました。現地は農地として適正に管理されておりました。以上、皆様の審議を宜しく願います。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手全員）</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します。</p> <p>続きまして、議案第93号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>議案第93号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和2年4月8日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示、申請理由、および転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては9ページから12ページとなります。以上、委員の皆様のご審議の程、よろしく願います。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。この件に関しまし</p>

会長（天谷）	て、現地確認調査が行われております。担当委員からの報告をお願いします。
2番（清水）	<p>2番清水です。4月3日に事務局と3班で行いました。申請地については、大字鶉新田字内ノ原地内、案内図は資料の9ページ、付近状況図は10ページを参照してください。</p> <p>今回、申請地北の土地に農業用倉庫を建築することと、現地確認時は、既存建物が建っておりましたが、取り壊しが完了しかけていました。申請地を通路用地とすることで、道路幅員を4メートル以上確保し、建築確認を取りたいとの申請理由です。農地区分は第2種農地と判断されます。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
会長（天谷）	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第94号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請についてであります。1番については、農地法第5条第1項の規定による許可申請、6ページの2番と関連がありますので、一括審議したいと思います。1番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（國府田）	<p>議案第94号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請があったので、意見の決定を求めます。令和2年4月8日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。当初計画者及び承継者、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましても、17ページから20ページを参照してください。</p>

事務局(國府田)	<p>続きまして、議案書 6 ページをご覧ください。議案第 9 5 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和 2 年 4 月 8 日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>番号 2 番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。以上です。</p>
会長 (天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
1 番 (島田)	<p>1 番、島田です。4 月 3 日に事務局と 3 班で行いました。申請地については、大字篠塚字水立地内、案内図は資料の 1 7 ページ、付近状況図は 1 8 ページを参照してください。</p> <p>申請地西の土地には、既にソーラーが設置されている状況で、申請地は草刈りがされていきました。農地区分は第 2 種農地と判断されます。3 班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。委員の皆様のご慎重審議をよろしくお願いします。</p>
会長 (天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第 9 5 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。1 番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局(國府田)	<p>番号 1 番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、1 3 ページから 1 6 ページを参照してください。以上です。</p>

会長（天谷）	事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。
9 番（金子）	<p>9 番金子です。4 月 3 日に事務局と 3 班で行いました。申請地については、大字石打字家間地内、案内図は資料 1 3 ページ、付近状況図は 1 4 ページを参照してください。</p> <p>申請地は住宅街の中にあり、道路で挟まれた三角地帯に位置している為、今後農地として積極的に利用される見込みはない状況です。現地は除草が施され、適切に管理されていました。農地区分は第 2 種農地と判断されます。3 班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長（天谷）	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 9 6 号農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。先に議事日程と併せて配布いたしました、令和 2 年度 5 月農用地利用集積計画（案）について、農業振興課より説明をお願いします。</p>
農業振興課 （川田）	<p>それでは令和 2 年度 5 月農用地利用集積計画についてご説明します。農用地利用集積概要をご覧ください。新規 3 年から再設定 1 0 年、また、中間管理機構を通じた貸し借りや、所有権移転等の区分がございますが、各区分の面積については、表の通りとなっております。また、各区分の面積を合計したものが、一番下の合計欄の通りとなります。</p> <p>次に、令和 2 年 5 月 1 日現在利用権設定状況（予定）をご覧ください。各項目における数値は記載の通りであり、農地集積率については、前回比で 1. 1 1 % の増となりました。以上、ご報告申し上げます。ご審議をよろしく願いいたします。</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>農業振興課からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。農用地利用集積計画を決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案通り決定いたします。</p> <p>ここで、関連がありますので、議事日程第4、農地中間管理事業に係わる農用地利用配分計画（案）の意見照会についてを議題といたします。先に議事日程と併せて配布いたしました、農地中間管理事業に係わる農用地利用配分計画（案）について、農業振興課より説明をお願いします。</p>
<p>農業振興課 （唐澤）</p>	<p>それでは農地中間管理事業に係わる農用地利用配分計画（案）についてご説明します。今回、農地中間管理事業につきまして、機構を通して貸付けが行われる賃借権の設定がありまして、農地の所有者、賃借権の設定を受ける者、土地の表示、筆数及び合計面積等については、表に記載の通りです。こちらの利用配分計画につきまして、借受希望者への農用地の貸付けが適正かどうかについて、ご意見等がございましたらよろしくお願いたします。以上です。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>農業振興課からの説明が終わりました。この件に関して意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、本計画は適正であると認めます。</p> <p>続きまして、議事日程第3、報告第44号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>報告第44号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和2年4月8日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における4条の届出によるもので</p>

事務局(國府田)	<p>ございます。番号1番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については、21ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
会長(天谷)	<p>続きまして、報告第45号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局(國府田)	<p>報告第45号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和2年4月8日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番から4番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については、21ページから22ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
会長(天谷)	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第34回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。</p> <p style="text-align: center;">令和2年5月11日</p> <p style="text-align: center;">邑楽町農業委員会 会長 <u>天谷 豊</u></p> <p style="text-align: right;">委員 <u>天谷 雄一</u></p> <p style="text-align: right;">委員 <u>諸井 政男</u></p>